国際ロータリー第2790地区

地区内クラブ会長・幹事殿

 国際ロータリー第2790地区

 　ガバナー　橋 岡　久太郎

 規定審議会地区代表議員

 　　　 　山　田　　修　平

**職業分類に関するお尋ねについて**

2019年規定審議会の報告書を各クラブにお送り致しましたが、職業分類についてのご質問と、職業奉仕・会員選考委員会についてのご質問を頂戴しました。ありがとうございました。

職業分類については、各クラブ共その取り扱いをどうするのかという疑問がお有りと思いますので、ご質問を頂いたクラブのみに返信するのではなく、地区内全クラブにお送り致します。

結論をまず記載します。職業分類の制限（１業種５名。会員数の多いクラブは一定の人数。）は無くなりました。しかし、職業分類そのものが無くなった訳ではりません。

また、「職業分類・会員選考委員会」を次年度から「職業分類」を外して、「会員選考委員会」としても構わないのかどうか、とのお問い合わせも頂戴しました。これについては、クラブの裁量でどのような委員会名でも構いません(私見です)。しかし、会員を職業等で分類する訳ですから、出来れば従前の委員会名の方が良いと思います。

標準ロータリークラブ定款(改正前)第13条第７節には、「本クラブは次の委員会を有すべきである。」と規定し５委員会が列挙され、必要に応じて追加の委員会を任命できる、と規定しています。この規定が強制なのか任意なのか、という疑問があります。私見では、日本語の有すべきであるという表現は、任意だと考えています(義務だと、強力に述べる方もおられます)。もし、任意であれば、どのような名称の委員会を設置しても良いことになります。地区内のクラブで、この通りの委員会構成にしているクラブは、殆んど見当たらないような気がします。

このような理由で、委員名は、クラブで決めれば良いと理解して良いと考えます。

職業分類については、以下に記載しますが、従来の職業分類と本筋の変更はありません。変更前の規定では、１業種５名。会員数の多いクラブは一定の人数、という部分が強調されていたように感じますが、改正後は文字通り会員の分類に重点を置いた職業分類と言えそうです。

これは改正前も同様でした。当クラブの会員の種類は、その事業の種類、専門職務の種類、職業の種類、または社会奉仕の種類に従って区分する、というもののみの意味になったとご理解下さい。

以下、規定審議会決定報告書から引用します。詳しくは規定審議会決定報告書をご覧下さい。

国際ロータリー定款(以下RI定款)と、標準ロータリークラブ定款(以下クラブ定款)が、次のように改正されました。（取り消し線は削除、下線は追加を表します）**職業分類**の用語は、**ゴシック体**にしました。

RI定款　第５条　会員

第２節 — クラブの構成。

(a) クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、職業~~上~~および(または)地域社会でよい評判を受けており、地域社会および(または)世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

上記に加え、

以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、 もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身分のすべての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。

(b) 各クラブは、一事業、一専門職務、一職業、~~または~~一種類の社会奉仕、またはその他の**職業分類**に偏らないバランスの取れた会員構成を有しなければならない。~~５名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会 員がクラブ正会員の10パーセントを超えない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会ことになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、または理事会によって 定義されたローターアクターまたはロータリー学友の職業分類は、正会員として 選ばれることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合 、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の 下で継続することができる。~~

クラブ定款　第10条第７節－ 公職に就いている人。

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、~~当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする~~その公職に在任中、以前の**職業分類**を保持することができる。~~この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者、または裁判官に選出もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期を持った公職に選出もしくは任命された者は、その 公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。~~

クラブ定款第11条　**~~職業分類~~**クラブの会員構成

第１節 － 一般規定。

 ~~(a) 主な活動。~~各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。**職業分類**は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の**職業分類**を修正することができる。

~~第２節 － 制限。５名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めないものとする。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、またはローターアクターあるいはRI理事会によって定義されたロータリー学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。~~

第２節 — クラブ会員基盤の多様化を推進する手段としてのクラブ会員構成。このクラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

このように、クラブ定款第11条の表題である職業分類がクラブの会員構成に変更になりました。RI定款も改正されましたが、長くなりますので省略します。

なお、専門職業とは異なる職業を持つ会員もいることを反映するため、「職業」という語を追加するとの説明がありました(趣旨および効果)。専門職務とはいわゆる国家資格による職務、異なる職業とはそれ以外の職業という事だと思います。

以上、職業分類について記載しました。

上記以外にご質問がございましたら、ガバナー事務所にお問い合わせください。